

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	不正受給者からの給付額の徴収	
根拠法令(例規)及び条項	予防接種法第 19 条	
法令(例規)番号	昭和 23 年法令第 68 号	
関 係 条 項	同法第 15 条第 1 項	
所 管 課 係 名	健康推進課健康推進係	
処 分 基 準	基 準	偽りその他の不正の手段により給付を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その受けた給付の額に相当する金額または一部を徴収することができる。
	処分基準の未設定理由	ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	意見陳述の手続き省略	

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	命令に従わない場合の給付差止	
根拠法令(例規)及び条項	予防接種法施行令第 16 条 2 項	
法令(例規)番号	昭和 23 年政令第 197 号	
関 係 条 項	同令第 16 条第 1 項	
所 管 課 係 名	健康推進課健康推進係	
処 分 基 準	基 準	<p>A 類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付を受けている者が、正当な理由がなくて、次の 1. 2 に該当するときは、A 類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付の支給を一時差し止めることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市長がした医師の診断命令に従わないとき 2 市長が求めた報告をしないとき
	処分基準の未設定理由	<p>ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	意見陳述の手続き省略	

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	予防接種の実費の徴収	
根拠法令(例規)及び条項	予防接種法第 28 条	
法令(例規)番号	昭和 23 年法律第 68 号	
関 係 条 項	同法第 5 条第 1 項、同法第 6 条第 3 項	
所 管 課 係 名	健康推進課健康推進係	
処 分 基 準	基 準	<p>同法第 5 条第 1 項、同法第 6 条第 3 条の規定による予防接種を行った者は、予防接種を受けた者又は保護者から、政令の定めるところにより、実費を徴収することができる。ただし、これらの者が、経済的理由により、その費用を負担することができないと認めるときはこの限りではない。</p>
	処分基準の未設定理由	<p>ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	意見陳述の手続き省略	

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	賠償給付額相当額からの返還命令	
根拠法令(例規)及び条項	予防接種法第 18 条 2 項	
法令(例規)番号	昭和 23 年法律第 68 号	
関 係 条 項	同法第 15 条	
所 管 課 係 名	健康推進課健康推進係	
処 分 基 準	基 準	<p>給付を受けたものが同一の事由に損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、その受けた給付の額に相当する金額を返還させることができる。</p>
	処分基準の未設定理由	<p>ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	意見陳述の手続き省略	

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	賠償受給による給付の制限	
根拠法令(例規)及び条項	予防接種法第 18 条	
法令(例規)番号	昭和 23 年法律 68 号	
関 係 条 項		
所 管 課 係 名	健康推進課健康推進係	
処 分 基 準	基 準	給付を受けるべき者が同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わないことができる。
	処分基準の未設定理由	ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	意見陳述の手続き省略	